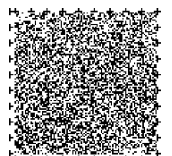
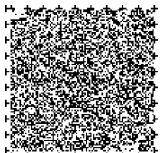


< 資料編 >

目次

1. 小金井市環境基本条例	資料-1
2. 検討体制（委員名簿）	資料-4
3. 改訂の経過	資料-6
4. 審議会答申	資料-8
5. 第1次計画のレビュー	資料-9
6. 子どもワークショップの実施概要	資料-18
7. 計画原案に対するパブリックコメントの実施概要	資料-20
8. 専門用語等の解説	資料-21





1 小金井市環境基本条例

平成15年3月25日条例第4号

目次

前文	
第1章 総則（第1条—第7条）	
第2章 基本的な取組（第8条）	
第3章 環境基本計画等（第9条—第12条）	
第4章 施策の推進（第13条—第24条）	
第5章 環境学習（第25条）	
第6章 環境審議会（第26条）	
第7章 環境市民会議（第27条）	
第8章 雑則（第28条・第29条）	
付則	

前文

私たちのまち小金井市は、武蔵野台地の南西部に位置し、古多摩川が形成した高低二つの段丘に広がっている。これらの段丘を分ける国分寺崖（がい）線（はけ）の緑や湧（ゆう）水、野川の水辺空間、先人が築いてきた玉川上水や屋敷林、広大な小金井公園などの恵まれた自然環境の中で、文教住宅都市として発展を続けてきた。

しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、身近な自然の減少や都市・生活型公害など、様々な環境問題を発生させ、さらには人と生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、このような事態を招いた社会経済システムを今こそ見直し、自然と共生する循環社会を早急に築いていく必要がある。そのためには、環境問題を自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動においても率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

もとより私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を確保し、次の世代に継承していく責務を有している。

小金井市では、すべての市民が環境について積極的に学習し、人と人とのつながりを深め、人と生物と地球に等しく価値を認める環境倫理を共有しながら、持続可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環社会 有限な地球の中で行う人間のあらゆる活動に伴い消費する物やエネルギーに係る資源を繰り返し、又は様々な形で利用するとともに、廃棄するものを最小限とする意思及び能力を有する社会をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 生物多様性の保全 様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命もしくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (5) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン） 動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

（市の責務）

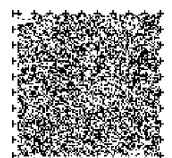
第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。



- 2 市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。

- 4 事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

(教育機関の責務)

第7条 教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

第2章 基本的な取組

(基本的な取組)

第8条 市、市民及び事業者は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる取組を協働して推進するものとする。

- (1) 緑

ア 樹林その他の緑の保全、回復及び創造に関すること。
イ 農地の保全及び食糧生産に関すること。

- (2) 水

ア 河川、湧(ゆう)水及び地下水の保全、水循環の回復並びに雨水利用に関すること。
イ 水質の保全に関すること。

- (3) 自然環境

ア 大気、水、土壌、生物等からなる自然環境の保全に関すること。

イ 生物多様性の保全に関すること。

ウ 人と自然との触れ合いの確保に関すること。

- (4) 公害の防止

ア 公害の防止に関すること。

イ ダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)等の有害化学物質による影響の防止に関すること。

- (5) 景観・歴史的文化的遺産

ア 良好な景観の確保に関すること。

イ 歴史的文化的遺産の保全に関すること。

- (6) 資源・エネルギー

ア 資源の循環的な利用に関すること。

イ 廃棄物の発生の抑制に関すること。

ウ エネルギーの使用総量の削減、有効利用及び創出に関すること。

- (7) 地球環境

地球温暖化の防止及びオゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

第3章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標

- (2) 施策の方向

- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

第4章 施策の推進

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者において事前に評価し環境保全の対策をとるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制的措置)

第14条 市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制的措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民及び事業者が率先して環境への負荷の低減その他の環境の保全等に資する活動を促進するよう優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

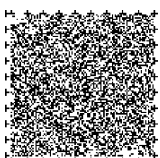
- 2 市は、事前に十分な調査や研究を行った上で、市民及び事業者が自らの活動や事業による環境への負荷を低減させるよう経済的負担を課すなどの誘導的措置を講ずることができる。

(公害に係る紛争の処理等)

第16条 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害の原因となる行為に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した物品等の購入の推進)

第17条 市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮した物品等の購入に努めなければならない。



(情報の収集及び提供)

第18条 市は、環境に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(活動等の支援)

第19条 市は、市民及び事業者による環境の保全等に資する活動及び事業を支援するとともに、連携して積極的に推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体に積極的に提言するとともに、協力して推進するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政措置)

第23条 市長は、環境の保全等の施策を実現するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第24条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、調整するための体制を庁内に整備するものとする。

第5章 環境学習

(環境学習)

第25条 市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、環境の保全等に資する活動を推進するため、自ら環境学習に努めるものとする。

2 市及び教育機関は、環境学習の機会の提供及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全等に率先して取り組む人材の育成に努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会)

第26条 市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3 審議会は、環境の保全等に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 事業者 2人以内
- (3) 学識経験者 3人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人以内
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 環境市民会議

(環境市民会議)

第27条 市民、事業者等は、積極的に環境の保全等の活動をするための組織として、小金井市環境市民会議（以下「環境市民会議」という。）を置くことができる。

- 2 環境市民会議は、環境の保全等に関する施策等について、市長に意見を述べるることができる。
- 3 環境市民会議は、市民、事業者、教育機関に属する者、市職員等で構成する。
- 4 市は、環境市民会議の活動を支援するものとする。

第8章 雑則

(指導、勧告等)

第28条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、関係者に対し説明もしくは報告を求め、又は必要な指導もしくは勧告を行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

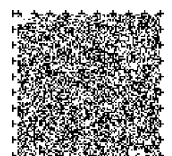
市民健康づくり 審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を

市民健康づくり 審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
環境審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に

改める。



2 検討体制（委員名簿等）

（1）小金井市環境基本計画改訂検討委員会

区 分	氏 名 ※（ ）内は所属・役職等
公募による市民	瀧本 広子
//	杉本 早苗
//	柏原 君枝
事業者	土屋 直己（小金井市農業振興連合会 理事）
//	巨理 鐵哉（小金井市商工会 理事）
//	鴨下 敏明（小金井市商工会 理事）
環境団体推薦	藤崎 正男（小金井市環境市民会議 副代表）
学識経験者	◎細見 正明（東京農工大学 教授）
//	○服部 哲則（東京学芸大学 講師）
関係行政機関の職員	渡邊 昇（東京都多摩環境事務所廃棄物対策課 課長）

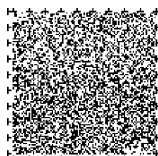
（順不同、敬称略、◎：座長、○：副座長）

（2）小金井市環境審議会

【第5期：～平成26年9月12日】

区 分	氏 名 ※（ ）内は所属・役職等
公募による市民	長森 眞
//	石田 潤
//	伊藤 順雄
//	福居 治夫
事業者	大堀百合子（小金井市農業振興連合会 理事）
//	木下 隆一（小金井市商工会 理事）
学識経験者	○福士 正博（東京経済大学 教授）
//	寺田 昭彦（東京農工大学 准教授）
//	◎南 道子（東京学芸大学 教授）
関係行政機関の職員	三宅 玉雄（東京都多摩環境事務所 所長）

（順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長）



【第6期：平成26年9月13日～】

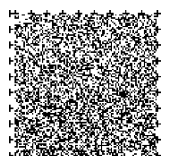
区 分	氏 名 ※（ ）内は所属・役職等
公募による市民	長森 眞
//	石田 潤
//	伊藤 順雄
	原田 隆司
事業者	大堀百合子（小金井市農業振興連合会 理事）
//	木下 隆一（小金井市商工会 理事）
学識経験者	野田 浩二（東京経済大学 准教授）
//	◎寺田 昭彦（東京農工大学 准教授）
//	○中西 史（東京学芸大学 講師）
関係行政機関の職員	金子 亨（東京都多摩環境事務所 所長）

(順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長)

(3) 小金井市環境基本計画推進本部

部	職 名
企画財政部	企画政策課長、財政課長、広報秘書課長
総務部	地域安全課長、管財課長
市民部	コミュニティ文化課長、経済課長
環境部	◎環境部長、○環境政策課長、 ごみ対策課長、中間処理場担当課長、下水道課長
福祉保健部	地域福祉課長、健康課長
子ども家庭部	子育て支援課長、保育課長、児童青少年課長
都市整備部	都市計画課長、まちづくり推進課長、道路管理課長、 建築営繕課長、交通対策課長、区画整理課長
学校教育部	庶務課長、学務課長、指導室長
生涯学習部	生涯学習課長、図書館長、公民館長

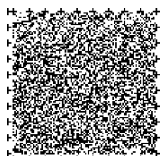
(◎：本部長、○：副本部長)



3 改訂の経過

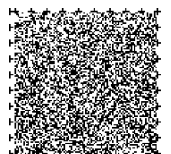
【平成25年度】

年月日	会議等	環境基本計画改訂に関する主な検討内容等	
平成 25 年	7月8日	環境市民会議 第1回定例会	・環境基本計画の改訂概要について
	8月22日	第2回環境基本計画 推進本部会議	・環境基本計画の改訂概要について ・施策ヒアリング調査（一次調査）について（依頼）
	9月12日 （～9月30日）	市民アンケート調査	・18歳以上の市民3,000名を対象に実施
	9月20日	第2回環境審議会	・環境基本計画の改訂概要について
	9月26日 （～2月13日）	事業者・市民団体等 ヒアリング調査	・市内主要事業者及び市民団体等の代表者（計41者）を対 象に実施
	10月15日	環境市民会議 第1回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・環境基本計画改訂に係るこれまでの経過確認 ・課題と検討方法についての意見交換
	10月21日	環境市民会議 第2回定例会	・環境基本計画の改訂作業の状況について
	11月6日	環境市民会議 第2回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・作業の方向性とスケジュールについて（意見交換） ・環境基本計画の推進に関する活動の振り返り、評価
	11月15日	第3回環境基本計画 推進本部会議	・施策ヒアリング調査（二次調査）について（依頼） ・市民アンケート、事業者ヒアリングの結果報告
	11月28日	第3回環境審議会	・市民アンケート、事業者ヒアリングの結果報告
	12月4日	環境市民会議 第3回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・重点的取組の実施状況に関する評価 ・今後の課題の検討
12月19日	環境市民会議 第4回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・重点的取組の実施状況に関する評価 ・今後の課題の検討	
平成 26 年	1月16日	環境市民会議 第5回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・重点的取組の実施状況に関する評価 ・今後の課題の検討
	1月30日	第4回環境基本計画 推進本部会議	・施策ヒアリング調査結果の確認
	2月7日	環境市民会議 第6回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・重点的取組の実施状況に関する評価 ・今後の課題の検討 ・活動全般の振り返り
	2月26日	環境市民会議 第7回環境基本計画 プロジェクトチーム会議	・活動評価報告の最終確認、とりまとめ
	3月25日	第4回環境審議会	・施策ヒアリング調査結果の報告



【平成26年度】

年月日	会議等	環境基本計画改訂に関する主な検討内容等	
平成26年	4月21日	第1回環境基本計画推進本部会議	・計画書【素案骨子】(案)の確認
	4月21日	第1回環境基本計画推進本部会議	・活動評価報告書(案)の確認
	5月7日	改訂検討委員会 事前説明会 (委員出席は任意)	・前計画について ・環境基本計画の改訂概要について ・質疑応答、意見交換
	5月16日	第1回改訂検討委員会	・計画改訂概要及び基礎調査結果の報告 ・計画書の基本的考え方(第1章)の検討
	5月27日	第1回環境審議会	・計画書【素案骨子】(案)の確認
	6月30日	第2回改訂検討委員会	・修正案(第1章)の確認 ・環境の現況と課題(第2章)の検討
	7月18日	第2回環境基本計画推進本部会議	・計画改訂作業の経過報告
	7月28日	環境市民会議 第2回定例会	・計画改訂作業の経過報告
	8月4日	第3回改訂検討委員会	・修正案(第1章、第2章)の確認 ・計画の目標(第3章)の検討
	9月16日	第4回改訂検討委員会	・修正案(第1章～第3章)の確認 ・取組の展開(第4章)の検討
	10月3日	第5回改訂検討委員会	・修正案(第1章～第4章)の確認 ・重点的取組の検討 ・計画の推進(第5章)の検討
	10月8日	第3回環境基本計画推進本部会議	・計画改訂作業の経過報告 ・計画原案(案)の検討
	10月9日	第2回環境審議会	・計画改訂作業の経過報告
	10月27日 (～11月27日)	パブリックコメント	・計画原案に対する意見募集 ・市内に在住・在勤・在学する方、事務所や事業所を有する法人またはその他の団体を対象に実施 ・市公式ホームページでの公開のほか、環境政策課(市役所第二庁舎4階)をはじめとする市内15か所で閲覧
	11月10、11、 17、20、21日	環境基本計画に関する意見を聴く会	・市内5か所(公民館本館及び貫井南、貫井北、東、緑の各分館)において市民を対象に実施
	11月21日	子どもワークショップ	・緑小学校5年生全員(3クラス)を対象に実施 ・生きものサバイバルゲームを用いた生物多様性の学習
	11月26日	第2回地下水保全会議	・「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」の確認
	12月11日	第6回改訂検討委員会	・パブリックコメント等の実施報告 ・計画最終案の検討
平成27年	1月8日	第3回環境審議会	・計画最終案の諮問
	1月26日	パブリックコメントの実施結果公開	
	2月10日	計画最終案の答申	
	3月24日	環境市民会議	・第2次環境基本計画に関する学習会
	3月25日	第4回環境審議会	・第2次環境基本計画の概要説明



4 審議会答申

平成27年2月10日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市環境審議会会長 寺田 昭彦

答 申 書

平成27年1月8日付け小環環発第224号で諮問のあった小金井市環境基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当であると認めるので、答申いたします。

なお、答申にあたって、当審議会から附帯意見及び各委員からの意見・要望等があるので、貴職におかれましては、環境保全施策の緊急性・重要性に鑑みこれらの意見を十分に斟酌し、望ましい環境の実現に向けての取組を着実に推進されるよう希望します。

記

1 答申にあたっての附帯意見

(1) 環境教育について

環境基本計画を実行していくためには市民に向けた環境教育が重要である。学校やワークショップといった教育的なイベントはもちろん、市の自然資源を生かしたイベントなども十分に教育的効果はあると思われるので、そういうことを視点に入れて具体的な施策を検討されたい。

(2) 市民との協働について

市民との協働を環境基本計画の1つの柱とするにあたり、推進状況や取組に対する客観的な評価を行う仕組みが必要になるとと思われる。環境基本計画自体もチェック項目としてその仕組みを持って欲しいし、環境審議会にもその役割を期待したい。

(3) 窒素循環に注目した取組について

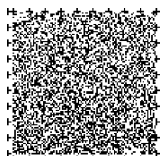
環境保全を考える上で、炭素循環はもちろん重要であるが、窒素循環についても注目され始めているので、小金井市として、窒素循環にも注目したトータルな取組を将来的に検討されたい。

(4) 農業者との連携について

農地の保全や質の良い作物の生産は農家の願いでもあるので、市は農業者との連携を強化し、より実態に即した施策を行うことを期待したい。

2 環境審議会委員からの意見、要望等

環境審議会委員から意見、要望等が別紙のとおり提出されたので、参考として添付する。計画の執行にあたっては、それぞれの意見、要望等については十分配慮するよう要望する。



5 第1次計画のレビュー

(1) 基本目標別の取組の検証（「小金井市環境報告書」より）

●点検指標の現状と課題

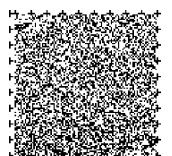
点検指標の推移状況について、現状と課題は次のとおりです。

- 点検指標数、点検指標の測定数の状況は、経年的に整理・公表されていません。このため、進捗管理の方法の見直しが必要です。
- 数値目標が示されている点検指標の状況を見ると、環境基準の達成率は目標が達成できている項目が多いものの、他の数値目標は大半が未達成の状況です。上位計画である「第4次小金井市基本構想」における数値目標との整合性をはかり、数値の見直し及び達成のための施策方針について再検討する必要があります。
- 点検指標による計画の進行管理は、市民等への公表方法としてわかり易く、施策の見直しや立案にも有効ですので、改訂後の計画においては点検指標を活用した環境報告書の記載やPDCAサイクルの運用方法について検討することが重要です。
- PDCAサイクルの見直しのポイントは、PDCAサイクルのC（点検・評価）に基づいて、A（見直し）が具体的になるように、さらにP（計画）の数値目標等の見直しができるようにすることです。実施計画が3年毎に策定されることを踏まえて、PDCAサイクルを再構築することが重要です。

●基本目標の進捗状況の評価

近年の「環境報告書」では、基本目標ごとにその年度における実施事業内容と検討課題、自己評価を記載する報告形式をとっていますが、課題や自己評価が記載されている項目が少ないのが現状です。

- 基本目標ごとの取組は継続的なものが多く、成果は上っていてもその成果が見えにくくなっています。「地球温暖化対策地域推進計画」の策定のように成果が明らかとなる取組と、経年的な取組とを区分するとともに、経年的な取組の評価にあたっては、内部評価に加えて市民意見などの外部の視点を取り入れる仕組みづくりを検討する必要があります。
- 計画策定時の基本目標において課題として挙げられている事項で、取組が未着手な事項（例えば、市全体の緑の保全方針、水とみどりのネットワーク構想の実現、「小金井らしい景観」の議論など）があります。未着手の課題については、推進上の障害について検討することが必要です。



(2) 意識調査の分析結果からの検証

環境基本計画や小金井市の環境について、市民アンケート調査や事業者・市民団体等及び庁内関係課へのヒアリング調査で寄せられた意見等の主要なポイント、そこから考えられる本計画のあり方は次のとおりです。

●小金井市の環境に関する市民アンケート調査

< 調査の実施概要 >

- 【対象】 小金井市在住の18歳以上の男女3,000人（無作為抽出）
 - 【調査方法】 郵送配布、郵送回収
 - 【調査期間】 平成25年9月12日～9月30日
 - 【実施状況】 配布調査票：3,000（80…英語、中国語、韓国語への翻訳版を同封）
- ※（ ）内は外国人 有効回収票： 956（8…内訳 英4、中2、韓2）
有効回収率：31.9%（10.0%）

< 主要なポイント及び考えられる本計画のあり方 >

- 「環境基本計画」の認知度が極めて低く、周知方法（情報発信媒体、発信場所、頻度、内容、機会、対象者など）、認知度の確認（方法、確認場所など）についての検討が必要です。
- 基本目標ごとの取組は、好意的に受け取られているものが多く、成果も上がってきている取組がありますので、優先順位や取組内容については検討しつつ、引き続き継続することが重要です。
- 8つの基本目標に関する取組のうち、次に挙げるものについては、取組内容を改善しながら継続することが重要です。

【基本目標1「環境活動のネットワークづくり」に関する取組】

環境に関する情報発信が期待されていますが、情報発信媒体、発信場所、発信方法、内容、頻度等について、市民の情報の入手媒体とのマッチング方法の検討が必要です。

【基本目標6「小金井らしい景観づくり」に関する取組】

「小金井市らしい景観」の議論を深めることが重要です。

【基本目標7「資源循環」に関する取組】

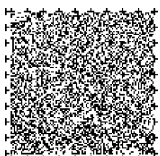
3Rの基本であるごみの排出抑制のための取組を計画に盛り込むことが重要です。

【基本目標8「地球環境の保全」に関する取組】

少しずつでも市民自らが出来る取組について、情報発信する仕組みを計画に盛り込むことが重要です。

- 「小金井市環境行動指針」に記載されている市民の環境行動のうち、実行されていない行動については、行動の意義や必要性等の情報提供を強化する一方で、多様な「場所・機会」の提供等の検討が必要です。

- 次期環境基本計画では、「循環型社会(ごみ)」や「自然との共生(緑・水)」、「地球温暖化」等の「現在ある環境問題」について引き続き対応しつつ、「放射能問題」や「PM2.5問題」等の新たな環境問題を計画にどのように盛り込むかを検討する必要があります。



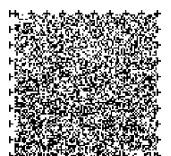
●事業者・市民団体等ヒアリング調査

< 調査の実施概要 >

- 【対象】 小金井市内の主要事業者及び市民団体等の代表者（計41者）
- 【調査方法】 ①事業者ヒアリング：面談による聞き取り
②市民団体等ヒアリング：面談・電話による聞き取り、
電子メールでの回答（所定様式）
③事業者アンケート：所定様式の郵送による回答
※③は①の補完を目的として実施
- 【調査期間】 平成25年9月26日～平成26年2月13日
- 【調査項目】 ①事業者・市民団体等の概要（活動の趣旨、構成・規模、フィールド）
②小金井市環境基本計画（前計画）やその取組内容の認知度
③前計画策定後の具体的な環境保全の取組
④概ね5年後までに実施を検討している環境保全の取組
⑤活動を進めていく上で不足していること（情報、支援策、人材等）

< 主要なポイント及び考えられる本計画のあり方 >

- 環境基本計画の存在やその取組内容の認知度は低い現状です。
- 各主体ともそれぞれの活動目的にそった環境保全活動を実行しています。
- 市民団体等は、「水」と「緑」を小金井市の特性として捉えており、環境を含め幅広く活動しています。
- ごみ問題、節電への取組が強化されています。
- 活動の課題として、ネットワーク（横の連携）、情報の共有化、活動の場の確保、人材に関する課題（リーダー、後継者等）、活動成果の蓄積と活用手段があげられます。
- 緑（農地、樹林地等）の保全のために助成等の公的資金メカニズムの検討が必要です。



● 庁内施策ヒアリング調査

< 調査の実施概要 >

【対象】 庁内関係各課（9部36課4局）

【調査方法】 ①一次調査（関係各課一斉照会）：

小金井市環境基本計画推進本部を通じて調査を依頼後、所定の様式を配布して各課一斉に照会

②二次調査（個別ヒアリング）

①の照会結果に基づいて抽出した13課を個別に訪問し、課長・担当者等にヒアリング（概ね30分程度）を行い、下記の観点から一次調査結果を補完

- ・ 回答内容において不明な事項に関する確認
- ・ 回答内容に関するさらに詳細な内容のヒアリング
- ・ 回答内容を踏まえた意見交換

【調査期間】 平成25年8月～平成25年12月

【調査項目】 ①前計画の施策の進捗状況、今後の実施計画、変更・中止の理由等

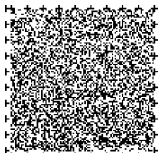
（※「電気・ガス・水を節約する」は全課必須項目）

②環境基本計画に関連した各課の所掌業務の概要（該当課のみ）

③本計画に盛り込む新規施策案

< 主要なポイント及び考えられる本計画のあり方 >

- 前計画に関連して進められている施策の大半は、今後も継続する方針です。
- 新規施策は、「地球温暖化対策地域推進計画の見直し」等いくつか挙げられますが、「取組の体系」レベルの大きな施策は見当たりません。
- 上位計画・関連計画等との整合性において、長期総合計画における重点プロジェクト『みどりと環境プロジェクト』にある【みどりの創出】についての取組が前計画では弱かったため、本計画では強い取組として位置付けることが必要です。
- 強化すべき取組としては、以下の事項が挙げられます。
 - ・ 今後の公共施設整備の方向性として、「環境への配慮」の位置付け
 - ・ 「地球温暖化対策地域推進計画」の中間見直し
 - ・ 生物多様性（水・緑）に関連した取組の検討
 - ・ 「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくり（Koganei-Style）の推進
 - ・ CoCoバスの運行のあり方についての検討
 - ・ 「小金井桜復活プロジェクト」のさらなる推進
- 市として、環境基本計画の周知のための方策を実行することが重要です。
 - ・ 各種消費者団体との協働、消費生活展などの行事における啓発グッズの配布
 - ・ 商工会等を通じて、事業者への環境基本計画の周知
 - ・ 市内の大学や環境団体との連携とネットワーク化の推進による周知



(3) 重点的取組の検証

●プロジェクトの進捗状況評価

6つのテーマに関するプロジェクトの中で、評価が高かったものは次のとおりです。

テーマ1：環境学習を全市に広げる

- 環境学習センター機能の確保（協働環境学習センター、地区環境学習センター）
⇒「環境楽習館」開設により市内の市民団体と連携した活動、環境教育発祥の地である東京学芸大学との連携が進みました。
- 学校ビオトープ、学校農園などの活用
⇒一つの小学校を除き、取組が実行されました。

テーマ2：推進のネットワークをつくる

- 知識や技術の習得・共有
⇒環境フォーラム・環境講座・環境施設見学会が毎年開催されており、「くるりんぱ」・ホームページ・メーリングリストなどでの情報発信や消費生活展等への出展による環境市民会議の活動紹介が行われています。
⇒「田んぼの時間」などの環境学習活動を通じて、市内各大学との協働も継続的に進められています。

テーマ3：緑の保全とネットワークづくり

- 市民が進める緑の管理と循環利用
⇒「田んぼの時間」の継続的な活動により、子どもが参加する環境学習が進んでいます。
⇒緑の実態について、緑調査や公園調査が実施され、情報の収集とデータ化、並びに市民参加による緑の管理保全活動が積極的・持続的に行われています。行政との協働の取組も花壇ボランティア、環境美化サポーターにより進展しています。

テーマ4：農をまちづくりに～市民と農家の交流を支援する

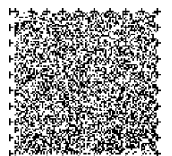
- 農家と市民の交流プロジェクトチームづくり
⇒市民活動では、地産地消の取組が根付いています。

テーマ5：水めぐりを回復する

- 調査による現状把握
⇒継続的な地下水調査が実施され、結果が公表されています。
- キャンペーンによる啓発、合意形成
⇒「野川の日」などにおいて、清掃活動が定期的に行われています。
⇒環境フォーラムでの展示によるキャンペーンも機能しています。

テーマ6：ごみを減量する

- リサイクル推進協力店
⇒紙パックやトレイの自主回収、レジ袋削減などの取組が進められています。
- 生ごみの減量
⇒生ごみの減量活動は顕著であり、有料化と焼却場問題を契機とする市民意識の変化が結果を出しています。
⇒生ごみコンポストによる堆肥化などの取組も実施されています。



●今後の課題

各プロジェクトにおける今後の課題は、次のとおりです。

テーマ1：環境学習を全市に広げる

①環境学習プログラムづくり

⇒学校等の教育機関・専門家などとの連携を強めるとともに、データ蓄積や広報活動のやり方についても再考と実行が課題です。

②人材のネットワーキングと紹介

⇒環境教育を継続的に行うため、教育委員会と連携する仕組みを考えることが必要です。

③環境学習センター機能の確保（協働環境学習センター、地区環境学習センター）

⇒「環境楽習館」の有効的な運用、大学との協働や周辺自治体との連携が課題です。

④学校ビオトープ、学校農園などの活用

⇒評価は良いが、ビオトープの造成・維持管理等についての情報の共有化・データベース化などの課題があります。

テーマ2：推進のネットワークをつくる

①活動のネットワーキング

⇒イベント開催が活動の中心となっており、他地域を含めた関連団体等との交流やネットワークづくりに関する取組が弱いと、これらの視点から取組を補強する必要があります。

②情報収集・整備・提供

⇒活動主体が集まる拠点や情報拠点が確保されておらず、環境掲示板も継続的に設置されていません。このため、多種多様な市民活動に関する情報・成果等が主体ごとに分散しており、集約化や活用等が課題となっています。

③知識や技術の習得・共有

⇒コーディネーター、ファシリテーターなどが不足しており、市民団体等において技術の取得と蓄積に向けた取組が求められています。

④（仮称）市民環境基金／⑤積極的な活動の評価

⇒実効性のある仕組みになっていません。

テーマ3：緑の保全とネットワークづくり

①緑の現況把握と保全等の方針の決定

⇒緑の現況や民有地の保全方策等の情報が不足しているとともに、市の緑の保全・ネットワークづくりの方針を検討する必要があります。

②緑を増やし、ネットワークする

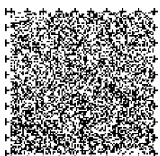
⇒南北軸や緑の回廊による緑と生物の持続的な共生に向けて、「暮らしの中で緑を増やす」方策が課題となっています。

③市の緑保全のための基金や「（仮称）市民環境基金」の活用

⇒緑に関する現行の基金等のあり方の研究が必要です。

④市民が進める緑の管理と循環利用

⇒市民・事業者が進める緑の管理のあり方についての検討が必要です。



テーマ4：農をまちづくりに～市民と農家の交流を支援する

①農家と市民の交流プロジェクトチームづくり

⇒農家とのコミュニケーションの充実を図るために、人脈づくりを計画的に進めていく必要があります。

②マッチングの仕組みづくり／③新規取組立ち上げ支援

⇒マッチング～新規取組立ち上げの一連の枠組みを検討し、実効性の高い仕組みを構築することが課題です。

テーマ5：水のめぐりを回復する

①調査による現状把握／②キャンペーンによる啓発、合意形成／⑤用水路の復活

⇒調査は行われていますが、実施主体間の連携や情報・結果の共有が図られていません。

③雨水の浸透

⇒雨水浸透施設の普及に関して、一定の成果がみられるこれまでの取組を継続していく必要があります。

④下水道の合流改善による流量確保と越流抑制

⇒河川における濁水時の流量減少と雨天時の下水流入が課題となっています。

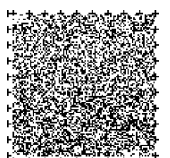
テーマ6：ごみを減量する

①レジ袋のかわりにエコシールをもらって市民環境基金を応援しよう

⇒実効性のある仕組みになっていません。

②リサイクル推進協力店／③生ごみの減量

⇒行政や事業者と協働して取組を進めることが課題です。



(4) 上位計画・関連計画の概要と留意点

「環境基本計画」の上位に位置する計画、あるいは関連計画には以下の計画があります。

- 第4次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）（平成23年3月策定）
- 小金井市都市計画マスタープラン（平成24年3月改訂）
- 小金井市緑の基本計画（平成23年3月策定）
- 小金井市地球温暖化対策地域推進計画（平成27年3月改訂）
- 小金井市産業振興プラン（平成23年3月策定）
- 小金井市農業振興計画（平成23年3月改訂）

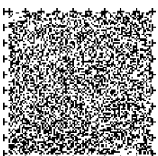
「環境基本計画」を改訂するにあたって、これらの計画内容のうち、留意しなくてはいけない事項は、次のとおりです。

●第4次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン） （平成23年3月策定）

- 計画期間は、平成23年度～平成32年度の10年間としており、このうち平成27年度までが前期基本計画の計画期間となっています。
- 「みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）」をはじめとする4つの柱を施策の大綱とし、基本構想の5つの重点政策を踏まえて「みどりと環境プロジェクト」など6つのテーマで重点プロジェクトが定められています。
- 成果・活動指標として「環境基本計画の達成率」が挙げられており、平成27年度における目標値は80.0%が設定されています。
- 環境基本計画の点検指標項目となっている「緑被率」や「市民一人当たりの公園の整備面積」等も成果・活動指標として挙げられていますが、目標値が前期基本計画と異なる等の課題があります。
- 前期基本計画の取組には、環境基本計画と重なる取組が多々あり、前期基本計画の趣旨や方向性・整合性を踏まえた検討が必要です。

●小金井市都市計画マスタープラン（平成24年3月改訂）

- 計画の目標年次は、平成32年です。
- 環境、安全・安心、自立（律）と活力という視点から3つの基本目標を定めています。
- 「環境共生のまちづくり」では、野川や玉川上水、国分寺崖線（はけ）など小金井らしさを代表する水と緑として位置付け、これらの保全・活用・ネットワーク化によって、今日的な問題である地球温暖化への対応や生物多様性への配慮に取り組むこととしています。
- 「環境共生のまちづくり」は、環境基本計画と重なる取組であり、特に地球温暖化への対応や生物多様性への配慮事項について整合を図る必要があります。



●小金井市緑の基本計画（平成23年3月策定）

- 平成22年度を基準年度とし、目標年次を平成32年度とした計画です。
- 「私たちのみどり、育てるみどり、活かすみどり」をキャッチフレーズとして掲げるとともに、市民、事業者、市、大学等がお互いに連携できる仕組づくりを行い、6つの基本方針に沿ってともにみどりのまちづくりを進めていくことを理念としています。
- おおむね3haの緑地を確保し、現状（平成22年：33.7%）の緑被率の水準を維持することを全体の目標として定めています。
- 全体目標達成のための方策として、特別緑地保全地区の指定や都市公園の整備、市民緑地制度・市民農園等の活用など、12の個別項目に目標を設定して取り組むこととしています。
- 将来像として、「みどりの拠点」、「地区の核となる公園」、「みどりのネットワーク」の3つからなる「みどりの骨格」の形成を目指しています。

●小金井市地球温暖化対策地域推進計画（平成27年3月改訂）

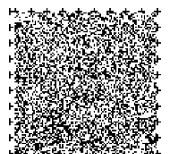
- 計画期間は平成32年度を最終年度としています。
- 二酸化炭素の総排出量の削減目標は、平成18年度を基準として最終年度で27%削減（74kt-CO₂）し、203kt-CO₂にまで抑制する計画です。
- また、新たな目標として、エネルギー使用量の14%削減（平成18年度比）を設定しています。
- 目標達成のための重点対策としては、家庭部門における省エネの徹底促進、太陽光発電機器の導入促進、自動車利用の抑制などを挙げています。

●小金井市産業振興プラン（平成23年3月策定）

- 計画は、平成21年に設置された推進組織「黄金井の里」を中核として、事業者と市民のネットワーク型組織による「黄金井ビジネス」の創造を目指すものです。
- 商業、工業・コミュニティビジネス、まちなか観光産業の推進目標に応じた取組の支援を施策の柱として、新規・継続をあわせて16の推進事業に取り組むこととしています。
- 推進事業には、江戸東京野菜を用いたプロジェクトもあります。
- 「江戸東京野菜 創・再生プロジェクト」として始められた「江戸東京野菜によるまちおこし」は、商農連携、市民、学生などが参加した事業運営組織である「江戸まち連」によって運営され、「黄金井の里」は、「江戸まち連」と市内イベント運営組織との連携・支援を行っています。

●小金井市農業振興計画（平成23年3月改訂）

- 計画期間は平成32年度までの10年間としています。
計画は、農地の第一の機能である食料生産機能に加え、「防災」・「環境保全」・「教育」・「レジャー」などの多面的な機能を有する農地の保全と都市農業の振興を目指すものです。
- 環境基本計画との関連では、基本施策として「環境：農業と環境の共生」が掲げられ、食品リサイクル堆肥の農家利用量の約3倍増が目標とされています。



6 子どもワークショップの実施概要

(1) 目的

小金井市では、これまで環境基本計画に基づいて、市民団体等の協力も得ながら環境教育の推進に取り組んできました。その一環として、小金井市が直面している環境問題をテーマに子どもたちを対象としたワークショップ（出前授業）を行いました。この取組を通じて、子どもたちに環境を守ることについての意識付けを図るとともに、将来の小金井市の環境保全・創造を担う人材の育成に寄与することを目的としました。

(2) 対象

緑小学校の5年生全員を対象に実施しました。（3クラス、授業はクラス単位で実施）

(3) 実施日時

平成26年11月21日（金）

※時間割

時 限	時 間	実施クラス
第2時限	9：35～10：20	1組
第3時限	10：45～11：30	2組
第4時限	11：35～12：20	3組

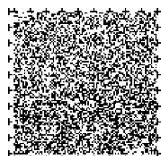
(4) プログラム

生物多様性をテーマとして設定し、小金井市環境市民会議のメンバーや東京学芸大学環境教育研究センターと協働して、簡単なゲームを取り入れた環境学習プログラムを実施しました。

実施概要を次ページに示します。



実施風景



テーマ：生きものサバイバルゲームを用いた生物多様性の学習

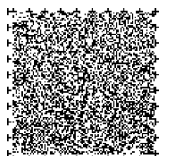
- 学習目標 生物多様性とは何か、生物多様性がなぜ大切かを理解しよう
- 準備するもの カード、ワークシート

★学習の流れ

学 習 活 動		時間(目安)
導 入	◇ 「生物多様性」とは何かを考えさせる <ul style="list-style-type: none"> ・ことばから予想したことを自由に答えさせる。 ・種の多様性と遺伝子の多様性を理解させる。 	5分
展 開	◇ ゲームを通じて、なぜ「生物」は「多様」なのかを考えさせる (→種・自然レベルでの生存のための広義の多様性) サバイバルゲームⅠ (ウサギを例として進める) ①グループ分けをし、いろいろな特性を持つウサギのカードを配った後、ゲームの概要を説明する。 (速く走れるウサギなど) ②司会者が環境の変化などが書かれたハプニングカードを3回発表する。 ハプニングによって生き残るウサギと生き残れないウサギが出る。 ③どれくらい生き残ったかを確認する。 もし同じようなウサギしかいなかったらどうなるかを想像させ、多様性が種の保全につながったことを確認させる。	全体30分 (10分)
	◇ 「生物多様性」について考えたことをまとめさせる <ul style="list-style-type: none"> ・種の多様性が守られるためには、環境＝生態系の多様性も必要であることを理解させる。 ・「生物多様性」の大切さや、わかったこと、感想をワークシートに記入させる。 	(20分) 10分
ま と め		

★子どもたちの感想等 (抜粋)

- 同じ生き物でも特長が違うだけで生き残れることを知った。生物多様性は大切だ。
- 今日はゲームなどを通していろいろなことがわかった。
- 環境が変化すると魚も動物も人も死んでしまい、絶滅する危険がある。
- 「カラス」は一種類だけだと思っていた。いろいろな種類がいるのを初めて知った。
- あまり生き物について考えたことがなかったので、良い機会になった。家に帰ったら、家族にも教えてあげようと思う。
- 生き物が生きやすい環境をつくることも大切だと思った。
- 生物多様性についてもっと知りたくなった。インターネットや本で学習したい。
- 人間が生き抜くためには動物を食べないといけない。とても難しいことだと思う。
- 人はもう少し自然を大切にしたい。生き物にさらに興味を持った。
- 食べ物を残さない、エネルギーを使い過ぎないことをこれから考えたい。
- 他の生き物の気持ちになって考えるのは面白い。いろいろな動物の気持ちを考えたい。
- 自分も大人になったら、まず環境のことを考えてから何か取り組もうと思った。
- 学校にもウサギが二匹いるから、違う特長があるか調べてみたい。
- 外来種を放すのはよくないと思った。



7 計画原案に対するパブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集対象

- 市内に在住・在勤・在学する方
- 市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体

(2) 意見募集期間

平成26年10月27日（月）～平成26年11月27日（木）

(3) 原案の配布・閲覧場所等

市所管の下記施設のほか、市の公式ホームページで公開しました。

- 環境政策課（市役所第二庁舎4階）
- 市役所第二庁舎1階受付
- 小金井市環境配慮住宅型研修施設
- 公民館各館
- 図書館本館
- 保健センター
- 総合体育館
- 栗山公園健康運動センター
- 婦人会館
- 東小金井駅開設記念会館

(4) 意見の提出方法

配布・閲覧場所に備え付け、または市公式ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に、住所・氏名を明記し、直接、郵送（必着）、ファクシミリまたは電子メールで環境政策課環境係へ提出する方法としました。

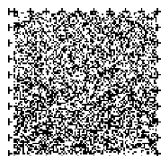
(5) 検討結果の公表等

寄せられたご意見等（原則として住所・氏名を除く）及び検討結果とその理由については、平成27年1月26日、市の公式ホームページに公表しました。

(6) 実施結果（意見件数）

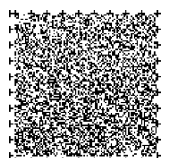
意見提出者、寄せられた意見等の件数は下表のとおりでした。

提出者数	意見等件数
12	64

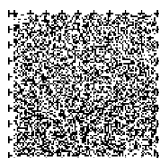


8 専門用語等の解説

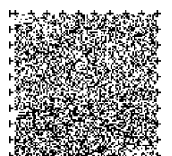
初出ページ	用語	解説
47	アダプトプログラム	特定の公共財（道路、公園、河川など）について、地域住民等が「里親」となって、定期的に美化活動などの維持管理を行う制度。
20	一酸化炭素	炭素を含む物質が不完全燃焼（十分な酸素が無い状態で燃えること）した際などに生じる無色、無臭の気体。 血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の200～300倍強いため、人体に入るとヘモグロビンの酸素運搬作用を阻害し、中枢・末梢神経のマヒ症状を起こす原因となる。 都市では、自動車排ガス中に含まれるものがその大部分を占めていると考えられており、交通量の多い道路や交差点付近において高濃度になる場合がみられる。
17	雨水浸透ます	集水した雨水を地中に浸透させるため、透水性を持つように底面及び側面を砕石で充填した設備。 小金井市では、事業者と市の協力によって安く効果のある独自のますを考案しており、さらに市民・事業者・市のパートナーシップで設置を進めてきた結果、設置率は国内でも有数となっている。
63	エコマーク	環境への負荷が小さい、環境の改善に役立つなどの効果が期待される製品を示すマーク。国際標準規格（ISO14024）に則った環境ラベルの一つである。
76	エコロジカル・ネットワーク	人と自然の共生に向けて、生態的なまとまりを考慮して地域をつなぐ生態系のネットワークのことで、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止などの多面的な機能の発揮が期待される。
68	エコドライブ	自動車の運転にあたって、アイドリングストップ、急発進・急加速の自粛、定速走行、エンジンプレーキの活用、点検・整備の励行など、環境負荷の軽減に配慮すること。
27	オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のこと。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。



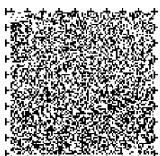
初出ページ	用語	解説
93	オンサイト方式による浸透型下水道	降った雨をその場で地下に浸透させる方法。これに対してオフサイトは、川などに流してから浸透させたり、下水管を通して下水処理場で処理したりする方法を指す。
57	環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）	旧「東京都公害防止条例」に定められていた従来の公害規制に加えて、ディーゼル車の運行禁止などの自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、建築物環境計画書制度などを定めた条例。その後の改正で、地球温暖化やヒートアイランド現象への対応として、大規模事業所を対象とした「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」、「マンション環境性能表示制度」等が加わったほか、アスベスト関連規制も強化されている。
2	環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第12条に基づいて平成19年に策定された。
1	環境審議会	市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための市長の附属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第26条に基づき設置され、市長から委嘱された公募市民、事業者、学識経験者、関係行政機関職員などから構成される。
1	環境報告書	環境の状況、環境基本計画に基づいて実施された施策及びその他の取組の状況を明らかにするため、小金井市環境基本条例第22条に基づき毎年作成・公表される報告書。
50	環境保全型農業	化学肥料や農薬の使用を減らし、できるだけ環境負荷を低減するよう配慮した持続可能な農業・農法のこと。たい肥を使った有機農業等が一般的に普及している。
2	環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第11条に基づき、行政が環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画。
2	環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取組を継続して改善していくための仕組み。環境保全に関する方針や目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続きを定めている。



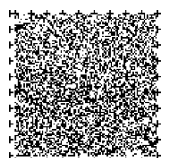
初出ページ	用語	解説
84	環境用水	河川や水路等の水質の改善や流量を確保する目的で導入される河川水、下水処理水、地下水等の用水。
57	環境リスク	人間活動によって環境に与える負荷が、環境中の経路を通じて、人の健康や生態系等に悪影響を及ぼすおそれ。
1	京都議定書	平成9（1997）年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書で、平成17（2005）年2月に発効した。2008年～2012年を第一約束期間として、先進各国に温室効果ガスの削減数値目標が課せられた。
41	グリーン購入	必要な製品・サービスの購入の際、できるだけ環境負荷が小さいものを優先的に選ぶこと。 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付けており、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」なども、基準を設けている。
66	グローバル(化)	経済、社会、文化などが一国の国境を越えて、世界規模になること。
20	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、日射を受けて起こす光化学反応によって生成されるオゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因。
30	コーディネート	様々な主体が、共通の目的を実現するために協力し合い、全体で大きな力が発揮されるよう連絡・調整を行うこと。
4	小金井市環境市民会議	小金井市環境基本条例第27条に基づき、市民、事業者、教育機関、市などが協力して環境問題を解決することを目的として、平成16年9月に設立された組織。環境フォーラム、環境講座、施設見学会の企画・開催のほか、5つの部会による環境活動、市長への提案などに取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 http://www.koganei-kankyo.org/index.htm
2 (脚注)	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金井市が制定した条例（平成17年7月施行）。地下水保全のために情報収集を重視した条例は全国でも先進的。



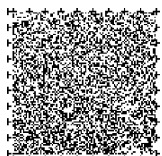
初出ページ	用語	解説
9	国分寺崖線 (はげ)	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、緑が豊かで所々に湧水もみられる。
58	CoCoバス	公共交通不便地域の解消や交通弱者への外出機会の提供等を目的とし、環境に配慮した車輛を用いて、既存の路線バスを補完する形で平成15年3月より運行しているコミュニティバスのこと。
24	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
31	シードバンク	土地に根ざした植物（固有種、在来種）を守るため、種を貸し出して栽培し、育った植物から採取した種を返してもらうシステム。またはその運営団体のこと。
1	持続可能な社会	<p>国の第4次環境基本計画（平成24年4月閣議決定）において、「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義されている。</p> <p>1987年、国連の「環境と開発に関する世界委員会」の最終報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」（=ブルントラント報告）において「持続可能」という理念が提唱されて以来、「持続可能な開発」（=将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発）の考え方が世界中に広まり、1992年の国連地球サミットの「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」の合意をはじめ、今日の地球環境問題に関する世界的な取組の基礎となっている。</p>
1	循環社会	小金井市環境基本条例の前文で、小金井市が目指す社会のあり方を示している言葉・考え方。同じく第2条で「有限な地球の中で行う人間のあらゆる活動に伴い消費する物やエネルギーに係る資源を繰り返し、又は様々な形で利用するとともに、廃棄するものを最小限とする意思及び能力を有する社会」と定義されている。



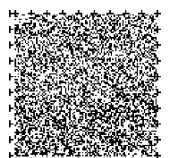
初出ページ	用語	解説
90	深層地下水	被圧地下水とも言う。水を通さない地層にはさまれた地下の帯水層（地下水脈）のうち、深い位置にあって、周囲の地層の圧力がかかった状態のもの。これに対して、浅い位置にある帯水層を不圧地下水、自由地下水、浅層地下水と言う。
2	生物多様性	すべての生物の間に違いがあること（生物多様性条約）。 現在、地球上には3,000万種もの生物が生息・生育していると推測されており、誕生から約40億年の長い歴史を経て、複雑な相互関係で結ばれ、多様な環境下で一つの地球生態系をつくりあげている。その中で、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとされている。
14	滄浪泉園	明治・大正期の波多野承五郎氏の別荘で、国分寺崖線（はげ）とその湧水を巧みに取り入れて整備された庭園のうち、約1万2千㎡が自然緑地として保全・管理されている。昭和52年に東京都の緑地保全地区の指定・買収を受け、今も貴重な自然が残されている。
40	地下水脈	水を通さない地層にはさまれた地下の帯水層。学術的には地下水帯と言う。深度によって不圧地下水（浅層地下水）と被圧地下水（深層地下水）とに分けられる。
2	地球温暖化	二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらし、人類や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。 地球温暖化の原因は、人為的な活動に起因して排出される二酸化炭素などであるとされており、2100年の平均気温は最小で1.1℃、最大で6.4℃上昇すると予測されている。
50	地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われる。地産地消が進めば、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送にともなうエネルギーの削減などの効果が期待される。 近年では、オンサイトで利用する再生可能エネルギーを取り上げて、エネルギーの地産地消と呼ぶこともある。



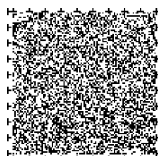
初出ページ	用語	解説
20	窒素酸化物	大気汚染物質としては、主に一酸化窒素と二酸化窒素を指す。工場の煙や自動車排気ガスなどに含まれて大気中に排出される。二酸化窒素は赤褐色の刺激性の気体で、水に溶けにくいという性質を持っているため、人体に吸入されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。
51	中水	上水、下水に対して、ビルや団地などで雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用することを指す。
20	低公害車	大気汚染物質の排出や騒音の発生などが少ないなど、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車及び低燃費かつ低排出ガス認定車などを言う。
3	低炭素まちづくり・低炭素社会	「経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会（低炭素社会）」の実現に向けたまちづくり。その具体的な方策として、省エネルギー等によるエネルギー負荷の低減、再生可能エネルギーの導入などが挙げられる。
20	テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングや金属・機械洗浄等に用いられ、洗浄剤・溶剤として優れているが、地下水汚染などの原因物質となっている。肝・腎機能低下を起こすなどの毒性があるが、人に対する発がん性は十分立証されていない。大気・水・土壌について環境基準が設定され、大気汚染防止法、水質汚濁防止法で排出が規制されている。
6	都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を定めたもの。
資料-1	内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）	動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。環境中に存在する化学物質が動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼすおそれがあることが指摘されている。
40	ネットワーキング	様々な主体による網目のようなネットワークを形成し、それを維持していくことを指す。多様な人々や組織を、自発的な意思のもとに緩やかに結び付け、それぞれが新しい情報や力を得たり、ともに活動したりすること。



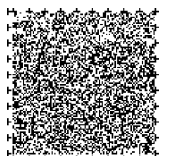
初出ページ	用語	解説
27	パートナーシップ	市民、市民団体、事業者、教育機関、市などの各主体が、それぞれの責務と役割に基づいて取組を進めるため、対等な立場で協働・連携すること。
59	P R T R 制度 (化学物質排出移動量届出制度)	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年1回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。
27	ヒートアイランド現象 (対策)	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温分布図において、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。都市化の進展による人工排熱の増加やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化などが原因で、夏季は猛暑日や熱帯夜の増加による熱中症等の健康被害、冬季は植物の開花時期の変化などが懸念されている。省エネ対策の推進、屋上・壁面の緑化、排熱の有効活用などが対策として挙げられる。
29	ビオトープ	本来その地域に住む様々な野生の生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
30	ファシリテーター	地域づくりやまちづくりの会合などで、住民や地域の事業者などの様々な立場の人たちから意見を引き出し、相互理解や合意形成を促進する役割を担う人のこと。
24	フロン類	メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称。冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤、半導体などの精密な部品の洗浄剤などに広く用いられてきたが、大気中に放出されてもそのまま蓄積され、オゾン層を破壊する特定フロンについては国際的に使用が禁止され、我が国でも法令で回収・破壊が義務付けられている。 また、温室効果ガスとしても、二酸化炭素の数千倍から数万倍もの効果を持つため、地球温暖化防止の観点から、排出抑制に向けた対策が進められている。
14	名勝「小金井 (サクラ)」	玉川上水の境橋から小平浄水場までの堤に植えられたヤマザクラ。江戸時代から広く知られており、国の名勝として指定を受けている。近年では、玉川上水の通水停止や自動車の排気ガスなどにより樹勢の衰えがみられ、市や市民団体が保護活動に取り組んでいる。



初出ページ	用語	解説
51	モニタリング	大気・水質・騒音・地盤沈下等の状況や、緑被・植生・生物等の状況など生態系や生物環境を監視・調査すること。
16	浴恩館	昭和3年、京都御所で行われた昭和天皇即位大嘗祭の神職の更衣所を、(財)日本青年館が譲り受けて移築した建物。その後、全国の青年団の指導者層が集まり、人間形成する講習所として機能し、昭和48年に小金井市が買い取って青少年センターとして開館した。平成5年に、市の郷土資料を展示収蔵する文化財センターとしてリニューアルしたのを機に、周辺を公園として整備して現在に至っている。
24	リサイクル	廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物を資源として循環利用する一般的なリサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶのに対し、循環利用できなくなったものを燃焼させるなどしてエネルギー回収することをサーマルリサイクルと呼ぶ。
38	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、互いに意思疎通を図ること。
32	リユース	一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返して使用すること。
21	BOD (生物化学的酸素要求量)	Biochemical Oxygen Demandの略。水中に含まれている有機物が一定時間(5日間)、一定温度(20℃)の下で微生物によって酸化・分解される過程で消費される酸素量。この過程で消費される酸素量をBOD値と言い、単位は一般的にmg/ℓで表す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されており、この値が大きいほど汚濁が著しいことになる。
21	DO (溶存酸素量)	Dissolved Oxygenの略称。水中に溶けている酸素のこと。汚染度の高い水中では消費される酸素量が多いため、溶存する酸素量は少なくなる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、溶存酸素量の変化は生態系に大きな影響を及ぼす。
21	pH (水素イオン濃度)	溶液中の水素イオンの濃度を表す指数。溶液1ℓ中の水素イオンのg当量数で表し、一般には $\text{pH} = -\log [\text{H}^+]$ として定義される。pH7で中性、 $\text{pH} < 7$ で酸性、 $\text{pH} > 7$ でアルカリ性となり、温泉などの特殊な例を除いて、河川水等の表流水は中性付近の値を示す。水道用水として望ましい水質は $\text{pH} 6.5$ 以上 $\text{pH} 8.5$ 以下の範囲とされている。



初出ページ	用語	解説
1	PM2.5 (微小粒子状物質)	大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1ミリの千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さいものを指す。 PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が心配されている。
21	SS (浮遊物質・懸濁物質)	Suspended Solidの略称で、水中に浮遊する小粒状物の総称。プランクトンや生物物の死骸、それに付着する微生物等の有機物及び泥粒等の無機物からなる。一定量のろ紙によってこされた 2mm 以下 $1\mu\text{m}$ 以上の小粒状物を言い、これらを乾燥した後にその重量を測定する。懸濁物質の変化は水中の照度に影響を及ぼし、数値が大きいほど汚濁が著しいことを示す。



小金井市環境基本計画

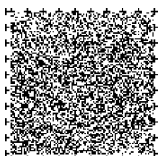
発行：平成 27 年 3 月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒 184-8504 東京都小金井市本町 6 丁目 6 番 3 号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン） FAX：042-383-6577

小金井市公式ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>







第2次

小金井市 環境基本計画

～緑・水・生きもの・人
・・・わたしたちが心豊かにくらすまち 小金井～



本書は地球環境にやさしい植物油インキを使用しています。本書はメディアユニバーサルデザイン(MUD)の考え方を取り入れています。